

平成29年度 第13回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成30年2月5日(月) 9時00分から10時30分

2. 場 所 江北町公民館 研修室

3. 出席委員 (13人)

会 長	大串 俊實	副会長	古賀 健則
1 番委員	井上 高	2 番委員	江頭 幸典
3 番委員	澁谷 喜壽	4 番委員	岸川 満子
5 番委員	山中 康一	6 番委員	武富 直樹
7 番委員	北原 靖章	8 番委員	藤瀬 宏
9 番委員	岸川 正基	10 番委員	浪瀬 眞理子
11 番委員	横町 一		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (9件)

議案第1号～3号

農地法第3条の規定による許可申請について (3件)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積

計画の決定について (5件)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	納富智浩
主事	諸富真純

6. 会議の概要

- 局長 只今から平成29年度第13回総会を開会いたします。
- 局長 本日の出席委員は13名中13名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。
- 局長 それでは、江北町農業委員会会議規則により。議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は大串会長にお願いします。
- 議長 これより議事に入ります。
- 議長 まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。
- 議長 江北町農業委員会会議規則第10条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議長 それでは、2番江頭委員、3番澁谷委員にお願いいたします。
- 議長 なお、本日の会議書記には事務局職員の諸富主事を指名いたします。
- 議長 それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは報告第1号をご覧ください。
- 事務局 今月の農地法第18条第6項の規定による届出は、9件です。
- 事務局 **【報告第1号、1番から9番朗読後、説明】**
- 事務局 以上、受付番号1番から9番は、いずれも内容について議案書記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。以上で報告並びに説明を終わります。
- 議長 ただいまの事務局の説明について質問等のある方は挙手をお願いします。
- (質問、意見なし)

議長 それでは、日程第2、議案第1号から3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、3議案でございます。

 議案第1号から3号は無償移転に関する件であります。

【議案第1号から3号朗読後、説明】

事務局 議案第1号から3号は、議案書にありますとおり、すべての農地を有効利用すること、機械・労働力・技術、周辺地域との関係などをみても問題なく、また農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

 以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査を結果並びに補足説明をお願いします。

 それでは、議案第1号を山中委員に、議案第2号は江頭委員に、議案第3号は北原委員をお願いします。

5番委員 議案第1号は無償移転の案件です。協力委員と現地調査を行いました。対象農地は譲受人の自宅から近く、以前から玉葱の苗床として耕作をされておりました。管理されており何ら問題ありません。

2番委員 議案第2号は無償移転の案件です。協力委員と現地調査を行いました。譲受人、譲渡人は親子関係であり長年、譲受人が耕作されており何ら問題ありません。審議の程よろしく願いいたします。

7番委員 議案第3号は無償移転の案件です。譲渡人は町外の方ですが、江北町出身で、譲受人といとこ関係で、以前から畦をはずして1筆で耕作をされておりました。管理等されておりますので、何ら問題ないと思います。

議長 ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

議長

ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

それでは採決に移らせていただきますが3条許可申請は3議案でございます。議案第1号から議案第3号を一括して採決してもよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしの意見をいただきましたので議案第1号から議案第3号一括して採決いたします。議案第1号から3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号から3号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、日程第2、議案第4号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の決定について」を、議題に供します。

議長

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、第4号の議案書をご覧ください。

江北町長より平成30年2月5日付で農用地利用集積計画の決定を求められています。

所有権移転の計画が4件、利用権新規の計画が1件です。

面積は所有権移転が41,594平方メートル、利用権新規が2,644平方メートルです。

【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

事務局

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

それでは、受付番号1番から4番を事務局に、受付番号5番を井上委員にお願いします。

事務局

受付番号1番から4番は所有権移転の案件です。1番、2番は同じ農業者が耕作をされております。所有権移転者は親戚関係であり、畦をはずし1筆で作業をされております。1番を売却する際に、一緒に売却したいと申出がありました。耕作者は引き続き同じ方ですので管理等には何ら問題ないと思います。

受付番号3番は、すでに耕作をされてある農業者へ売却を行うというものです。管理されておりますので問題ないと思います。

受付番号4番は現在の耕作者3名に売買するという事です。引き続き耕作されるので何ら問題ないと思います。

1番委員

受付番号5番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行い、現在はハウスが4棟ありアスパラが耕作されておりました。耕作者は新規就農者であり今回、独立して耕作をされていくということです。農地の管理等はされており何ら問題ないと思います。審議の程よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

よろしいですか。それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第13回総会を閉会いたします。

10:30 閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会 会長

(議事録署名委員) 2番委員

3番委員

(会議書記) 事務局職員

